

グラントソントン花輪の「GST虎の巻」



ITC (インプット・タックス・クレジット)

ITCとは

ITC (インプットタックスクレジット) とは、GST納税額計算において、GST登録者が事業目的の仕入サプライに対して支払ったGSTのうち顧客等への売上サプライで預かるGSTと相殺できる金額、つまり、預かりGSTから仕入控除できる金額である。[民間契約では支払税金がどの預かり税金からも仕入控除できずコストとなってしまうものがあったが、GSTでは原則的に支払GSTはITCとして申告することができる。ただし、以下のような一定の条件がある。

ITCとして認められるための条件

支払GSTがITCとして認められるためには以下の条件が必要とされる(CGST法16(2))

- ・サプライヤー発行のインボイスやデビットノート等の支払いGSTに関する書類を保有している
- ・物品・サービスを受領している
- ・適切にGST申告をしている
- ・関連するGSTが政府に納税されている

自社の支払GSTについての証拠書類を適切に保管し、申告することはもちろんのこと、物品・サービスの受領についても、適切に保管して実際の物品・サービスの受領を立証できる書類を保管しておく必要がある。なお、物品の場合には、サプライヤーからの出荷をもって物品を受領したものとみなされる。

また、たとえ自社が適切に処理していても、例えば自社がサプライヤーに支払ったGSTをそのサプライヤーが適切に納税していないければ、ITCが認められない。従って、仕入先サプライヤーの状況によっては自社のITC申告が認められない可能性がある。逆に、自社が適切にGSTを納税しなければ、客先のITCに影響してしまうこととなる。

また、ITCが認められるために、以下の点にも留意すべきである。

・物品をロット納入や分割納入で受け入れる場合、最後の納入まではITC申告は認められない(CGST法16(2)但書)

・リバースチャージの場合を除き、物品・サービスサプライの受け手がそのサプライのインボイス日から180日以内にGSTを含む請求額をサプライヤーに支払っていないときに、当該サプライに関するGSTをITCとして利用していた場合、そのITCと同額をGST納税債務(Output Tax Liability)として認識し、ITCを利用した日からGST納税債務を認識した日までの期間に対して利息を支払わなければならない(CGST法16(2)但書)

これは、支払いの裏付けのないITCの利用に対するペナルティと捉えられる。従って、ITCを利用するためには、インボイス日から180日以内にサプライヤーにインボイス請求額を支払わなければならず、もし未払いの180日間に利用したITCがある場合には、負債計上によってそのITCは実質的に取り消され、かつ利息が発生する。180日を越えて支払いをすればGST納税債務として認識した金額は取り消され、インボイス日から180日を超えた日から実際の支払いまでの期間について利息が発生する。

・ITCの申告期限は、インボイスを受け取った事業年度の年度申告もしくは翌年度9月の月次申告のいずれか早い時点となる。(CGST法16(4))

支払GSTについては、遅くとも支払いの翌年度9月の申告までにITCとして申告しなければ、ITCとして認められないことになる

・所得税法上の減価償却についてはITCは申告できない(CGST法16(3))

ITCが認められない取引

GST法では、支払GSTについてITCを認めないと走めているサプライがある(ITCのネガティブリスト)。以下がその例である。

- ・物品輸送や旅客輸送のための利用等を除く自動車の利用
- ・食品、飲料、ケータリング
- ・美容トリートメント、クラブ・ジム等のメンバーシップ
- ・レンタカー、生命保険、健康保険(法令により強制されるものを除く)
- ・不動産建設に係るWork Contract
- ・簡易課税(Composition Scheme)適用者の支払GST

ITCの制約

事業目的でない仕入や免税売上のための仕入など、一定の仕入サプライに係る支払GSTはITCとして認められない。また、これらの仕入と課税売上に対応する仕入とに共通して発生する支払GSTについては、一走の計算方法でITCと認められる額を計算する。

まとめ

GSTコンプライアンス対応においては、このITCをいかに適切に申告し、仕入控除できるようにするかということが、最も重要であると言える。また、今後順次行われるであろうGST当局による税務調査では、ITCの認否が大きな論点となると考えられる。

なお、ITCとして適切に申告した金額については、それをどのタイミングでいくらを納税計算に利用し仕入控除するかということは、納税者が決定できる。また、一度申告して認められたITCについては有効期限はなく、いつでも利用できる。

<プロフィル>

花輪大資(はなわ・だいすけ)

グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士(日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。